

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	木ノ谷地区(木ノ谷集落)	令和3年3月16日	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
①地区内の耕地面積	4.95 ha	
②人・農地プランの耕地面積	3.69 ha	100.0 %
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.69 ha	100.0 %
④地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	1.26 ha	34.1 %
⑤地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.43 ha	65.9 %
i うち後継者がいない・未定の農業者の耕作面積の合計	1.64 ha	44.4 %
ii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.80 ha	21.5 %
⑥アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.00 ha	0.0 %
⑦地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.67 ha	72.3 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答)		

2 対象地区の課題

- ・アンケート結果では、70歳以上の所有者は2/3の農地を有し、後継者がいない農地が1.64ha(耕地面積の44.4%)となっており、全農地が貸出希望の農地である。
- ・地域内に中心となる経営体がない。
- ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区内に中心となる経営体がないため、現在利用権設定をしている認定農業者2経営体を中心となる経営体に位置づけ、集積を進めていく。
- ・中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻、黒大豆を中心とした作付けを行う。
 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
- ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、25筆 36,919㎡となっている。
作業の効率化を図るため、定期的な話し合いを行い集約化に努める。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていく。

当面は耕作を希望する所有者にあっては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行う。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。